

## 固定資産税（償却資産）の申告が必要です

～共同住宅（アパートなど）、不動産賃貸業を営んでいる方へ～

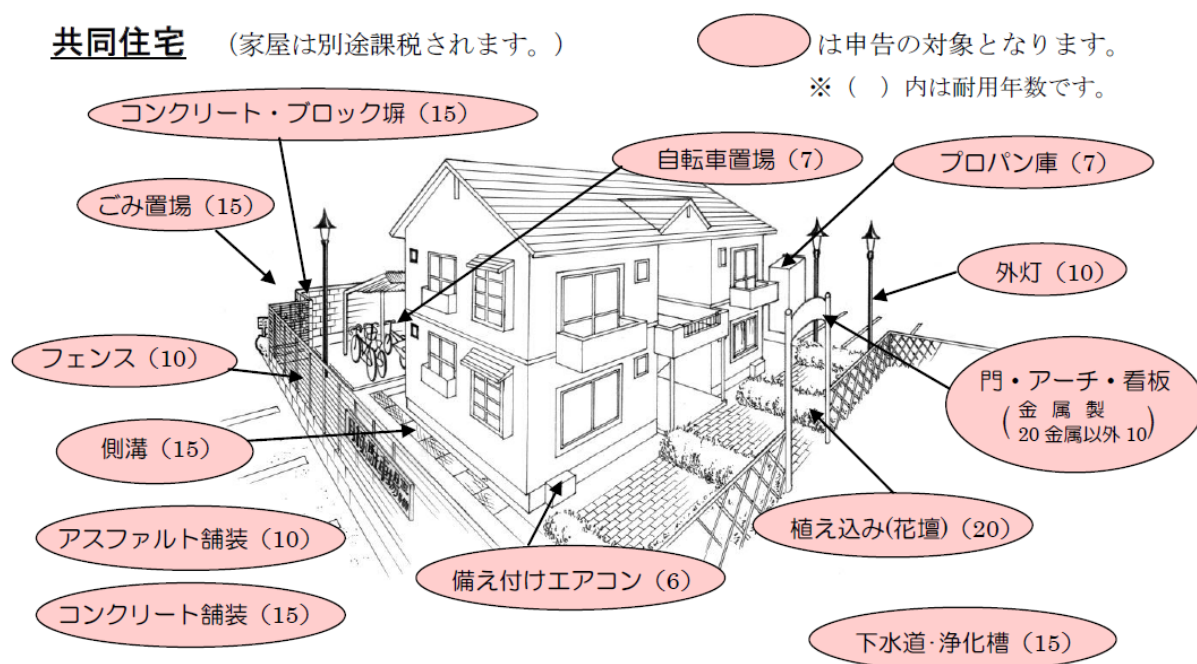
共同住宅（アパートなど）の不動産賃貸業を営んでいる方（賃貸用の資産をお持ちの方）で、確定申告において、減価償却費として必要経費に算入される次のような事業用資産を所有する場合は、**毎年1月1日現在の資産の状況を、1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村に申告することとなっております。**

### ※償却資産とは

土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、その減価償却額または減価償却費が損金または必要経費に算入されるもの。

### 《該当する主な資産》

不動産賃貸業	駐車場などのアスファルト舗装、フェンス、自転車置場、受変電設備、発電機設備、外灯、門・塀・緑化施設等の外構工事、ルームエアコンなど
--------	---



<詳細についての問合せ先>

福井市財政部 資産税課 償却資産係 TEL：0776-20-5315